



# 和泉市こどもまんなか計画

令和7年度～令和11年度

(概要版)

和泉市

## 第1章 計画の策定にあたって

計画策定の背景と趣旨、法的根拠と位置づけ、対象、期間、策定体制

## 第2章 こどもと子育て家庭を取り巻く現況と課題

統計資料(人口・家庭状況等)、子育て関連施策・事業の状況

実態把握(アンケート調査、ワークショップ)

## 第3章 和泉市こどもまんなか計画の基本的考え

基本理念・基本方針、施策の体系

## 第4章 施策事業の推進

6つの基本方針(内容と施策、評価指標)

## 第5章 子ども・子育て支援事業計画等における量見込みと確保方策

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の必要量と確保方策

## 第6章 計画の推進体制・進管理

計画の推進体制・進管理、こどもの意見聴取

## 計画策定の背景と趣旨

こども基本法が令和5年4月1日に施行され、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」をめざすことになりました。

和泉市でも「第2期和泉市こども・子育て応援プラン」を改定するにあたり、「こどもまんなか社会の実現をめざし、総合的かつ一体的なこども施策を実施するための「和泉市こども計画」を策定します。

## 計画の法的根拠と位置づけ

こども施策の共通基盤となる基本理念や方向性を明らかにするとともに、以下の計画についてのアクションプランを一体的に策定することで、総合的にこども施策を推進します。

- ・子ども・子育て支援事業計画(子ども・子育て支援法)
- ・次世代育成行動計画(次世代育成対策推進法)
- ・母子保健計画
- ・自立促進計画(母子及び父子並びに寡婦福祉法)
- ・子ども・若者計画(子ども・若者育成支援法)
- ・子どもの貧困対策計画(子どもの貧困対策推進法)

## 計画の対象

生まれる前から乳幼児期を経て、青年期に至るまでの、おおむね39歳までのこどもとその家庭

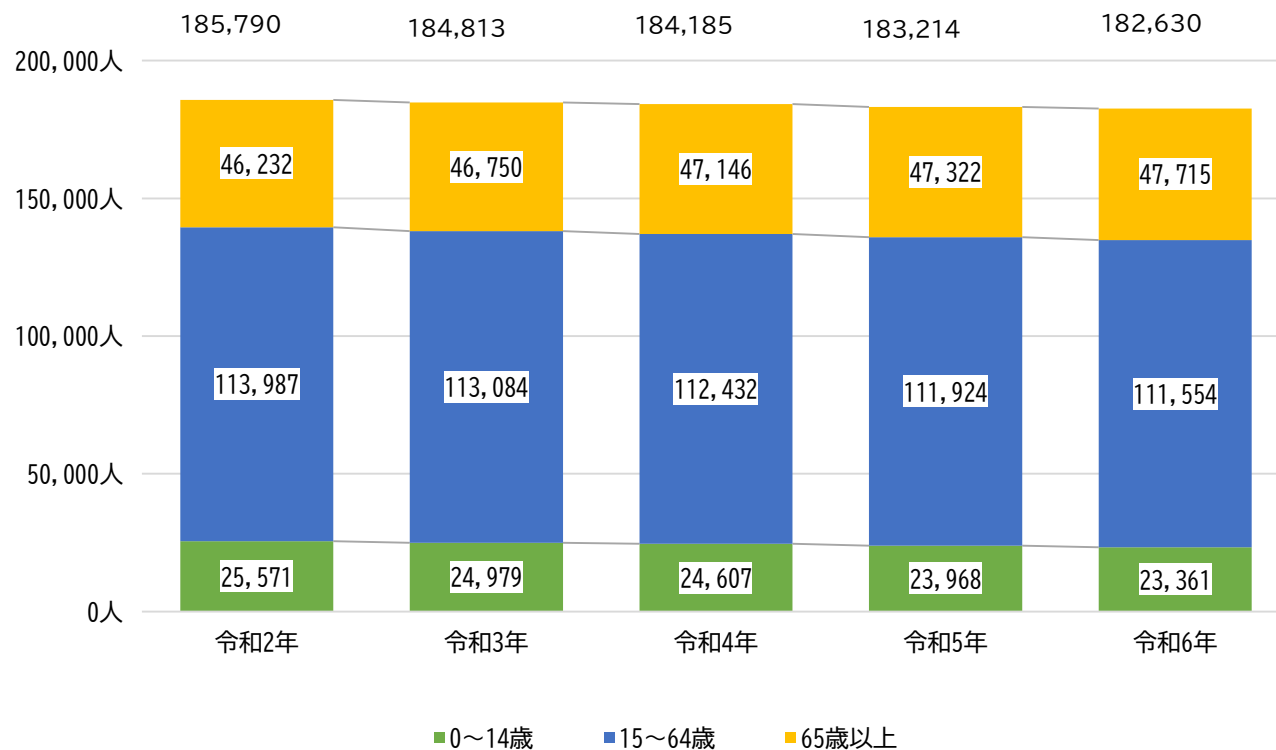
## 計画の期間

| 令和<br>2年度          | 令和<br>3年度 | 令和<br>4年度 | 令和<br>5年度 | 令和<br>6年度 | 令和<br>7年度    | 令和<br>8年度 | 令和<br>9年度 | 令和<br>10年度 | 令和<br>11年度 |
|--------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|--------------|-----------|-----------|------------|------------|
|                    |           |           |           |           |              |           |           |            |            |
| 第2期和泉市こども・子育て応援プラン |           |           |           |           | 和泉市こどもまんなか計画 |           |           |            |            |
|                    |           |           |           |           |              |           |           |            |            |

## 年齢3区分別人口の推移

18歳未満のこども人口の推移をみると、減少傾向で推移しており、令和6年4月1日現在では23,361人です。

年齢3区分別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日）



こどもや保護者を対象にしたアンケート調査やこども・若者、支援に携わっている関係者、地域住民や担い手の意見を直接聴くワークショップを実施し、計画策定に関わる実態把握と課題整理を行いました。

| アンケート調査            | 実施時期   | 対象          | 調査方法                    |
|--------------------|--------|-------------|-------------------------|
| 子どもの生活実態調査         | 令和5年9月 | 市立小学校5年生    | 紙によるアンケート               |
|                    |        | 市立中学校2年生    |                         |
| こども・子育て支援に関するニーズ調査 | 令和6年4月 | 就学前児童をもつ保護者 | 紙によるアンケート<br>(Web回答を併用) |
|                    |        | 就学児童をもつ保護者  |                         |
| 生活実態アンケート          | 令和6年5月 | 市立小学校5・6年生  | GIGA<br>端末              |
|                    |        | 市立中学校1～3年生  |                         |

| ワークショップ     | 実施時期          | 対象                     | 実施方法                 |
|-------------|---------------|------------------------|----------------------|
| こどもワークショップ  | 令和6年6～12月     | 幼児～大学生、支援者             | 各年代、グループごとで<br>座談会形式 |
| 若者ワークショップ   | 令和6年8～12月     | 18歳～39歳、支援者            |                      |
| 地域共生ワークショップ | 令和6年7月～令和7年3月 | 校区社会福祉協議会<br>こども食堂の運営者 |                      |

### アンケートやワークショップ等から見えてきた課題

#### ① こどもの権利

- こども、保護者ともにこどもの権利の認知度は十分ではありません。
- こどもが家庭で自分の考えを話すことが少なく、意見を大切にされたという思いをもてていないこどもが一定数存在しています。

#### ② こどもがこどもらしく過ごすことができる居場所(拠点)、家庭以外での遊びや体験

- こどもの成長には、遊びや体験活動が重要であり、こどもが安心して遊ぶ場のニーズが高い状況です。
- こどもを含めて子育て家庭は、地域とのつながりが減少しています。

#### ③ 困難な状況にあるこどもや家庭への支援

- 児童虐待やヤングケアラーなど権利侵害を受けているこどもがおり、十分な支援を受けていない状況にあります。
- 貧困家庭であった場合、こどもの生活に影響を及ぼし、こどもの将来への影響も懸念されます。また、ひとり親家庭は、貧困に陥りやすい状況です。
- 不登校児童生徒は年々増加、要因も複雑化しており、一人ひとりの不安な気持ちやニーズに寄り添い、対話をしながら、心の不安を取り除く必要があります。

#### ④ 身近な相談支援体制と支援サービスへのアクセス

- 相談できない(しない)こども・保護者が支援につながらないことで、困難な状況に陥る可能性があります。
- 就園前の相談支援の場である子育て支援拠点の活用が不十分など、子育て情報が十分に届いていない、支援につながらない状況があります。

#### ⑤ 母親への支援

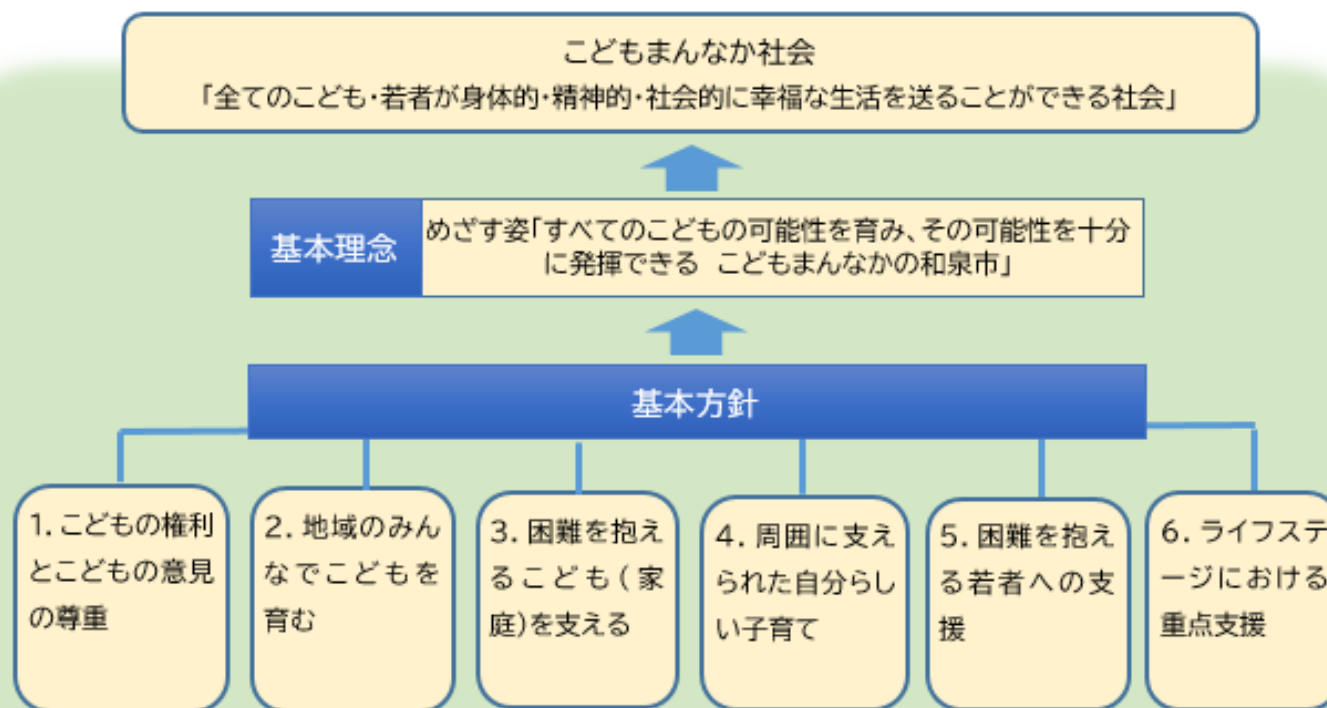
- 子育て分担が、母に偏る傾向は継続しています。
- 母の就労状況の変化、早期の就園が進んでいることから、子育て支援の内容を検討する必要があります。

#### ⑥ 困難を抱えた若者への支援

- ひきこもりの相談窓口を知らず、悩んでいる若者が多いと想定されます。また、早い段階で本人の状況に応じた段階的で継続的な支援が必要です。
- ひきこもり支援に関する認知度が低く、周知・啓発が必要です。
- 多様な地域の居場所の検討が必要です。
- 困難を抱えた若者が、適切な支援を受けられること、支援が途切れることがない相談窓口の検討や切れ目ない支援を行うためのネットワークの検討が必要です。

## 基本理念

すべてのこどもの可能性を育み、その可能性を十分に発揮できる  
こどもまんなかの和泉市



こどもまんなか社会の実現をめざし、基本理念、6つの基本方針のもとに評価指標を設定し、計画を推進します

| 基本方針                              | 基本施策                                                                                                                                                                                                               |
|-----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>基本方針1</b><br>こどもの権利とこどもの意見の尊重  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・こどもの権利、こどもの意見尊重の意識の醸成</li> <li>・こどもに関わることが多い大人によるこどもの意見尊重の実践</li> </ul>                                                                                                    |
| <b>基本方針2</b><br>地域のみんなでこどもを育む     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・身近な場所で「こどもの居場所」</li> <li>・官民様々な担い手による遊びや体験の保障</li> </ul>                                                                                                                   |
| <b>基本方針3</b><br>困難を抱えるこども(家庭)を支える | <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育と福祉による予防的支援:ヤングケアラー・不登校</li> <li>・家庭でのケアをうけにくいこどもへの支援の充実:児童虐待・貧困</li> <li>・ひとり親世帯への支援の充実</li> <li>・その他配慮が必要なこどもへの支援:障がい児・自殺対策・その他</li> </ul>                             |
| <b>基本方針4</b><br>周囲に支えられた自分らしい子育て  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・母親に子育ての負荷が偏らない、こども・子育て支援事業の充足</li> <li>・妊娠期から子育てを支える相談支援体制</li> <li>・DX推進によるアクセスしやすく、利用しやすい子育て支援サービス</li> </ul>                                                            |
| <b>基本方針5</b><br>困難を抱える若者への支援      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ひきこもり等の困難を抱える若者の相談窓口・支援</li> <li>・ひきこもり等の困難を抱える若者に対する理解・啓発</li> <li>・ひきこもり等の困難を抱える若者の地域資源づくり</li> <li>・困難を抱える若者を支える制度</li> <li>・子ども・若者育成支援推進法に基づく切れ目ない支援の仕組みづくり</li> </ul> |
| <b>基本方針6</b><br>ライフステージにおける重点支援   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・出産期から幼児期～就学前保育・教育の充実 切れ目ない保健・医療～</li> <li>・学童から思春期～学校教育～</li> </ul>                                                                                                        |

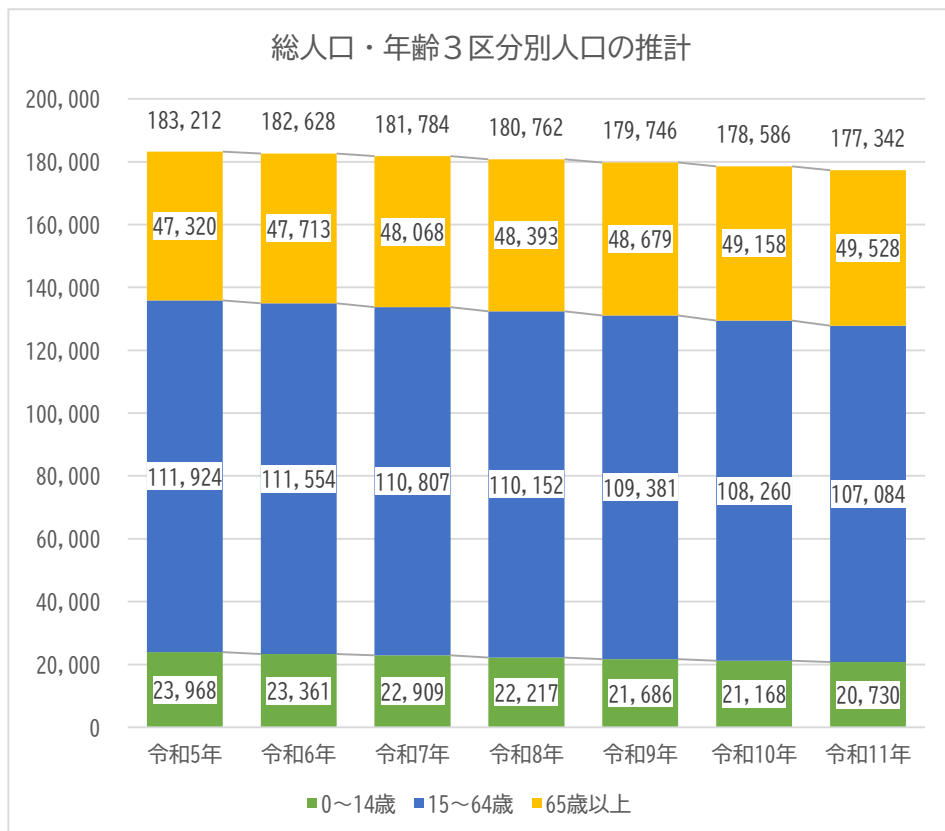




## 第5章 子ども・子育て支援事業計画における量見込みと確保方策

市町村子ども・子育て支援事業計画の作成にあたり、国が示す基本指針に即して、現在の利用状況を把握するとともに、保護者に対する調査等を行い、これらを踏まえて各事業の量の見込みを推計し、具体的な目標設定を行うことが求められています。

### 将来のこども人口



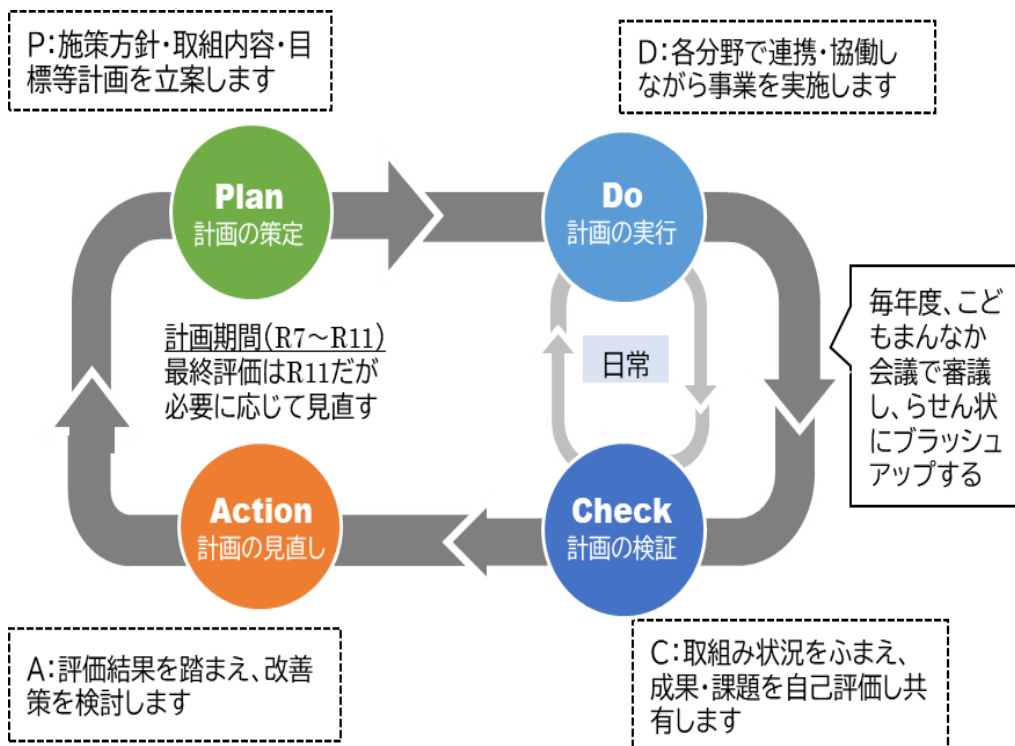
### 主な事業(抜粋)

| 事業項目          | 事業の概要                         |
|---------------|-------------------------------|
| 教育・保育         | 保育園、幼稚園、認定こども園                |
| 時間外保育         | 通常の利用時間外の保育                   |
| 放課後児童健全育成     | 保護者が就業している児童の小学校での放課後児童クラブ    |
| ショートステイ       | 保護者の疾病等での一時的なこどもの宿泊預かり        |
| 地域子育て支援       | 就学前親子の交流や支援を行う地域での拠点          |
| 病児保育          | こどもが病気等で集団保育が困難な場合に一時的に預かる    |
| ファミリーサポートセンター | 児童の預かり等の援助希望者と支援希望者の相互援助の調整機関 |
| 妊婦健康診査        | 健診費を公費負担                      |
| 乳児全戸訪問        | 生後4か月までの乳児の家庭訪問               |

### 1. 計画の推進体制

「和泉市こどもまんなか会議」において計画の進捗状況を報告し、成果・課題を共有しながら官民連携のもと、こども・若者および子育て支援を推進します。

### 2. 計画の進管理



### 3. こどもの意見聴取

- 今後、さまざまな分野においてこども施策を展開するにあたっては、こども・若者の意見を聴取できる機会を充実させ、意見反映を実施するなどの取組みを進めていきます。
- こどもの意見を尊重することについて、広く市民、事業者等にも周知し、こどもを含めすべての市民が主体的に自分らしく生活しやすい和泉市を目指します。

